

〈令和7年7月28日〉

令和7年度 第1回山梨県消費生活審議会 議事録

○日 時 令和7年7月28日(月) 午前10時～午前11時50分

○場 所 かいてらす 2階大会議室

○出席者(敬称略)

[委 員] 足達委員、跡部委員、天野委員、今井委員(会長)、小澤委員、
萱原委員、小林委員、小宮山委員、渋谷委員、竹内委員、中村委員、
橋本委員、藤巻委員、堀内委員、本田委員、渡邊委員
以上16名(50音順)

[事務局] 総合県民支援局 小澤局長
県民生活支援課 功刀課長、久保島総括課長補佐、
千野主任、栗賀主事
県民生活センター 坂本次長、大前主査 以上7名

[オブザーバー] 甲府財務事務所 廣末理財課長

○傍聴者数 1名

○次第

1 開 会

2 新委員の紹介

3 総合県民支援局長あいさつ

4 議 事

(1)「第2次山梨県消費者基本計画」の達成状況と取組状況について

資料1① 「第2次消費者基本計画」(概要)

資料1② 「第2次消費者基本計画」数値目標達成状況

資料1③ 令和6年度の消費者施策実施状況及び令和7年度の消費者施策実施計画

(2) 令和7年度消費者行政の概要

資料2 令和7年度消費者行政の概要

(3) 県民生活センターにおける最近の消費生活相談等の概要について

資料3 県民生活センターにおける消費生活相談の概要について

(4)「第3次山梨県消費者基本計画」の策定について

資料4① 国「第5期消費者基本計画」の概要

資料4② 「第3次山梨県消費者基本計画」(仮案)

資料4③計画策定スケジュール

(5) その他

5 閉 会

○議事

(議長)

次第に沿って、一つ目から進めていきます。事務局より説明していただいて、皆さんからの意見を聞きたいと思います。まず、ご説明をお願いいたします。

〈事務局から資料1①から資料1③について説明〉

(議長)

それでは皆さんから質問、もしくはコメント等ありましたらお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。では私からよろしいでしょうか。個人的には消費者教育に非常に興味があって、重要ななと思っています。例えば、数値目標の達成状況の項目6について、高校における教育の実践に関しては100%ということで目標は達成していますが、実際はどうかという点に非常に興味があります。委員、高校において消費者教育を受けた高校生たちはどのような様子か、もし分かったら教えていただきたいです。

(委員)

全ての学校の様子を知っているわけではないのですが、文部科学省の調査官の方が作られた「社会への扉」というとてもよくできた教材がありまして、こちらはおそらくすべての高校の家庭科の消費者教育という単元の中で取り扱っていて、生徒たちは学びを深めていると思いますが、それを実際に実生活の中でどう役立てているのかという部分は、ニュース等を見ると疑問が残ります。子どもたちはテレビや新聞を見ないので、今、話題とされている消費者トラブルや詐欺的なことについては、他人事として捉えてしまっているのではないかと感じています。

(議長)

ありがとうございました。他に、皆さんに関係するところで、何かコメントをお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員)

数値目標の項目3・4について年々悪化しているという気がしております。前回もこの話をした時に、市町村に専門の職員がいなかった理由があると伺いましたが、それは理由にならない部分で、市町村でも県でも研修を受けて、行政職員として対応できるような体制を作る必要があると思っています。前年度実績よりも下がるのが市町村における関心の低さなのか、あるいは昨年研修を受けたので今年は受けていないといった場合、その研修の位置づけについて疑問を感じるところです。

それから、項目7について、県民生活センターに直接依頼をして開催をしたということであれば、それは一つの実績に上げてよいと思います。出前講座をすることによって、消費者教育のプラスにつながるということであれば、スタイルは何であっても実施は実

施ということでカウントしていいのではないかと思います。

(議長)

ありがとうございます。それでは事務局お願いします。

(事務局)

まず市町村の対応についてです。確かに、一人の職員がいろんな業務を抱えているというなかなか難しい現状は変わらないですが、今年度、県の研修会においては、動画を残す形式にして、いつでも見られるような形式で開催していきます。小中学校等から県民生活センターへ直接依頼があり 27 市町村中 24 市町村で、県民生活センターにおいて出前講座を実施しているという状況があります。

(議長)

ありがとうございました。最後の実施状況で、謙虚に直接県民生活センターが行ったものは数値に入れていないようですが、入れてもよいと思います。他に何かご意見ありますでしょうか。

(委員)

資料 1 ②の項目 7 消費者教育の充実のところで、出前講座実施市町村の割合のところです。前回は質問しましたが、出前講座があまりできてない理由としてコロナの影響でできなかったという回答をいただきました。コロナも落ち着いている状況の中で、令和 6 年度が 44%、まだ半分にも満たないという状況です。目標達成に向けた取組のところで、消費生活相談員や消費者教育の講師などがいないという理由で、出前講座の対応ができない市町村に対して、県民生活センターとの共催による出前講座の開催を依頼、とありますが、これは依頼をしたということですか。それとも、これから依頼をしていくということでしょうか。

(議長)

ありがとうございます。それでは事務局お願いします。

(事務局)

出前講座に関しましては、年度当初や、毎年度 2 回開催する相談員なども交えた研修会の中で、共催による出前講座の依頼は既に行っております。

(委員)

依頼をしているが、結果的には、この数字だったということですね。この消費生活相談員や消費者教育の講師がいないというところで、各市町村で消費生活相談員がいるところとないところがありますが、山梨県全体で消費生活相談員は減っているのでしょうか。

(事務局)

去年に比べて何人というデータについて今はわからないのですが、現状県内にいるのが 22 名で、先日大月市に行った時も上野原市の相談員さんが辞めてしまったので、大月市の相談員が兼務していると伺いました。資格を持った消費生活相談員の方っていうのは減少傾向にあるのではないかと考えております。

(委員)

ありがとうございました。これだけ消費者被害が増えている中で、各市町村に消費者相談員がいない、減っているという状況は問題だと思うのですが、県としては相談員を増やすためにどのような取り組みをしていますか。

(事務局)

特に具体的にはありませんが、昨年度は交付金がありましたので、活用する中で相談員の育成をしていただきたいと伝えていたところです。

(委員)

各市町村にお任せという意味合いですか。

(事務局)

そうですね、予算もありますので、各市町村に委ねているような状況です。

(委員)

県としては特にこういうふうなやり方で積極的に支援していくってところはないということでしょうか。

(事務局)

現状、今のところは支援という形でお願いをしているような状況だけです。

(委員)

できれば県としても、積極的に支援をしていただきたいと思います。以上です。

(議長)

ありがとうございます。ただ、なかなか依頼するだけだと増えない、かといって人件費まで県が負担するというわけにもいかないかなと思いますが、例えばそういう資格取得に関する部分は県が負担しますよとか、そういった形でインセンティブのようなものをつけていくのも一つの手かなと今お話を聞いて思いました。市町村に依頼しても約半数が受けてくれないということですね。44%これ受けてくれない理由っていうのが、出前講座を市町村で開催するということなので、県民生活センターが独自で行っている

市町村もあるので、先ほどあったとおり、センターがやったとしてもその市町村で開催していれば、この44%っていうのはもう少し上がってくるのではないかと感じています。積極的に研修を行うといったことも、県の方針としては必要なのかなと思いました。他に何かありますか。はい、お願いします

(委員)

初めての参加で、わからない点があったので質問をさせていただきます。資料1②項目8の学校給食における地場産物の使用割合について、年々増えているということで、かなり頑張っていらっしゃるのかなというふうに評価をしています。金額ベースということですが、消費者教育という観点から言うと、実際食べるというだけでなく、学校の中で子どもたちへの教育はどのようなことを行っているのかが分からないので、教えていただければと思います。もう一つ、金額ベースだけでなく、実際に地場産物を使用している学校の割合というのはどの程度あるのか、今もし分かれば教えていただきたいです。

(事務局)

ありがとうございます。まず一点目の各学校でどのような、食育を進めているかということですが、そこまで把握ができておりません。また、金額ベースだけでなく、学校の割合ということですがけれども、そちらについても今わかりませんので、所管している保健体育課へ確認して次回ご報告できればと思います。

(議長)

ありがとうございます。他に何か、はい、お願いします。

(委員)

学校教育に関して、どのような形で子供たちに浸透させるような教育をしているかという質問が出ました。学校給食は、学校の中で栄養教諭が所管していきまして、メニューの献立を立て、そのための素材をどれに何を扱うかについて全て計画を立てて実施をしています。そんな中、最近メニュー表を見ると、地産地消とか今日は山梨県のどこの何を使った給食ですといった項目がかなり増えてきています。ここの数値にも表れているように、いろいろな研修会を通じて、栄養教諭の意識の高まりが見られるのかなと思っています。私は大月市ですが、大月玉ねぎというものがありまして、行政や石井食品と連携して、玉ねぎハンバーグを独自に開発して給食に出すという取り組みを行っています。子どもたちの意識の高まりにつながっているのかなと思っています。食育は重要だと思っています、学校の中でいかに子どもたちに意識付けをしていくかっていうところが、以前にも増して強くなっているように感じています。私の立場としても、今後も努力して参りたいと思っています。

(議長)

ありがとうございます。一つ質問ですが、子どもがこれ地産地消だというふうに認識するため、どのように周知されているのですか。

(委員)

家庭のなかで一番身近な給食のメニュー表に記載したり、栄養教諭が教材としてプレゼン動画を作って給食の時間に見せたりしています。生産地を紹介したりその写真を入れたり、これがこういうふうな給食になって今日提供されているという動画です。そういった取り組みを私の市町村ではやっています。

(議長)

はい、ありがとうございます。それでは、お願いします。

(委員)

資料1②項目9の食品ロス削減推進応援団について、多くの事業所が登録をしてくださっていますが、その事業所にどのような働きかけをしているのか、具体的なことが分かれば教えていただきたいです。また、何度も申し上げてすいませんが、学校教育についてです。県立学校に対してとありますが、今後、公私関係なく、公立でも私立でも一律な教育を受けられるよう県として対応していただきたいと思います。

(事務局)

食品ロス削減応援団について、県のホームページに掲載するとともに、Instagramでお知らせをしています。また、冷蔵庫シートというものを家庭の冷蔵庫に貼ってもらって、何が冷蔵庫に入っているかわかるようにして、残り物を使い切って食品ロスをなくしましょうという取り組みを行っているのですが、その配布をお願いしています。また、私立学校について把握はできていないのですが、いただいたご意見をもとに、今後とも検討していきたいと思います。

(議長)

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。それでは次の議題に進みます。説明をお願いいたします。

〈事務局から資料2について説明〉

(議長)

ありがとうございました。それでは皆さんから質問、もしくはコメントございましたらお願いいたします。個人的に一つ気になったところがあって、重点政策にもエシカル消費の促進とあって重要だと思いますが、委員に聞きたいのですが、実際にやってみて、エシカル消費っていう切り口で子どもの意識は変わっていくのでしょうか。地産地消がいいとか、少し高くても健康にいいものもいい、農薬がないものもいいとか、外国産で

なく日本産がいいといった子どもの意識っていうのは、変わっていくものでしょうか。

(委員)

そこまでの期待値までは届かないかなとは思いますが、ただ、子供の中には、これは山梨県で、地元で作ったものだな、地元にはこういうものがあるという印象は残ると思います。そういうものが将来何かの時に生きてほしいという期待を持ちつつ、我々は教育をしています。

(議長)

そうですね。実際それがどこまで響いているか、具体的にどんな影響力があるかというところまでは、検証したわけではないと思います。ありがとうございます。事務局に質問です。重点施策の4つ目にエシカル消費とあって、実際に取り組みとして他にも何かあるのでしょうか。

(事務局)

資料1③10/12ページをご覧ください。ここにあるとおり学校給食だけではなく様々なイベントや活動を行っています。食の安全・安心審議会という別の審議会があるのですが、そういったところでも地産地消や県内の良いもののお伝えをするといった、様々な事業を行っています。

(議長)

はい、ありがとうございました。他に何か、はい、お願いします。

(委員)

私、食生活アドバイザーもやってまして、山中湖村にある2幼稚園において、毎年、子どもたちに食についての講座を、人形を使って実施しています。地産地消の話もして、意外と説得力のあるような感じがします。

(議長)

はい、ありがとうございました。そういう継続的な取り組みが、先ほどもお話しがあったように、今すぐにではないけれども、将来的に有効になってくるのかなというふうに思います。ありがとうございます。他に何か、はい、お願いします。

(委員)

お聞きしたいのですが、基本方針3のところでは消費者行政強化交付金推進事業分と強化事業分、両方で3,000万円ほどあります。県事業と市町村事業があり、市町村事業の部分において、相談員の育成や講座など強化が図れる事業だと思うのですが、この補助金の執行率はどのぐらいでしょうか。

(事務局)

こちらの交付金についての執行率は100%となっています。

(議長)

はい、ありがとうございます。他には何か気がついた点とかありますでしょうか。

(委員)

基本方針3に①(セ)消費生活相談員国指定研修受講とあります。以前は消費生活相談員の養成講座を山梨県として開催していて、最近養成講座は開催していませんが、この指定研修受講というのは、山梨県として行うのではなく、国が行う研修ということでしょうか。

(事務局)

こちらの研修については、国民生活センターが行う研修を県の相談員が受講して、技能のレベルアップを図っていきます。

(委員)

養成講座ではないということですね。

(事務局)

そうです。講座を受けるということです。

(議長)

はい、ありがとうございます。それでは私から、消費者被害に関して、見守り体制の充実ということで予算をとっていますが、課題とか問題点など何かありますか。予算がちょっと少なすぎるようですが。

(事務局)

どちらかというと小規模市町村ですと、やっぱりマンパワーが足りないということです。市町村を訪問しているなかで、予算ももちろんですが、まずはマンパワーが足りないという話があります。

(議長)

ありがとうございます。公募で来られている委員にお伺いしますけれども、マンパワーが足りないという点について、ボランティアで講座を行うといったケースはあるのでしょうか

(委員)

民生委員をやっています。高齢者の家庭を訪問するのですが、その時に、高齢者が悪

徳商法にだまされたり、詐欺に遭わないようにということで、わからないことは消費生活センターに連絡したり聞きながらやっています。以前民生委員として県の出前講座を受けた際に、大変有意義な話を聞かせてもらって、私も含めて皆さんも感動して心構えができた喜んでいました。また出前講座をやってもらいたいという話も聞きますので、参考にしてもらいたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。今お話があったように、マンパワーが足りないといった時に、民生委員に活躍してもらおうとかやりようがあるのかなと思うのですが、今そこまでは、県としては具体的にはやってないという感じでしょうか。

(事務局)

見守りネットワークのところでしょうか。高齢者が消費者被害に遭いやすいため、福祉部門と協力して見守りネットワークができないかということで、福祉部門に消費生活相談員が入った形で協議会等の体制が取れないかと各市町村へ働きかけているところ です。

(議長)

今、民生委員もなかなか手がなくて、大変だと聞きます。でも、こういうミッションのような、高齢者に対する見守りのようなミッションがあると、少しは助けになるからやろうかなと思う人が増えるかもしれないと思います。うまくタイアップしてもいいのかなと思いました。ありがとうございます。他に何か、はい、お願いします。

(委員)

新聞等で皆さんご存じかもしれませんが、6月ぐらいからインターネット上に、富士吉田市を産地と騙った偽通販サイトが確認されました。もちろん富士吉田市の事業者は関わっておらず、実際に申し込んだ方々から中国産の商品が届いたという連絡が商工会議所や富士吉田織物協同組合、富士吉田市にもきました。問い合わせだけでも一ヶ月の間に15件以上は来ているので、実際に購入した方は相当数いるのではないかと思います。私どもはホームページへ注意喚起を載せています。また、市の消費生活相談員にも相談があり、警察署の生活安全課へ話をしました。また、会社の弁護士にも相談した上で対応をしました。最終的に、新聞社へ情報提供したことによって新聞掲載があり、地元のテレビにもニュースが取り上げられました。それによって、ヤフーのネットニュースにも掲載され、こちらは全国版なので、全国へ向けて注意喚起することができました。警察によると、サーバーが海外にあるとのことで、国内での取り締まりが非常に難しいということです。被害に遭っている方々は、おそらく山梨県外の方も多数いると考えられます。基本方針の中で、消費者情報の発信として県でも取り組んでいただいています。が、今回のような場合、行政機関の中で全国レベルの情報発信が可能な仕組みがあるのか確認したいということと、今後このようなことが起こった場合、県に相談し、全国的

に注意喚起してもらえるのか教えていただきたいです。まず、県として把握しているかどうか伺いたいです。市の消費生活相談員へは相談していますが、それによって県へつながっていくのかもわからないので。

（事務局）

マスコミの報道によって知ったというレベルでした。今後、こういう事態についてはどういう対応ができるのか検討していきたいと思います。

（委員）

こういう事案が出た時に、私どもとしては当然、自分たちのホームページ等で対応していますが、行政として、県内に収まらない案件になっていると思いますが、市の消費生活相談員へ相談した情報が県へ届けられるといったシステムは現状ないということでしょうか。

（事務局）

県に寄せられた消費相談も、市町村に寄せられた消費相談も、P I O－N E Tという相談のネットワークへ記録されます。全国でつながっているネットワークなので、相談があった場合は参考にしたり、どういった事例があるのかということは、調べれば把握することが可能です。

（委員）

私どもとしては、海外から仕掛けられたという部分があるので、要は、日本全国の消費者の方に、今こういった案件が出ているよということを、注意喚起することにつながるが必要だと思っています。たまたま今回は、私どもの方から、山日新聞に情報提供することによって、ヤフーニュースにも取り上げていただいたことに繋がったと考えています。行政としてシステムがあると今伺ったので、そこから先、全国の消費者へ情報を届けるという対応ができるのか、まだできていないのであれば、これをやっていくことが今の時代には必要なのかなと思います。

（事務局）

今、ご意見を頂戴したところですが、事務局から説明のあった相談情報というのは、P I O－N E Tのシステムを通じて情報を集約し、その情報を活用して、消費者庁等から情報提供する必要があるものについては、消費者へ注意喚起をするような流れになっております。

（委員）

何度もすみません。今回の案件は、民間主導で注意喚起が行われているので、ぜひ行政としても注意喚起をしていただきたいと思います。消費者の皆さんはもちろんのこと、産地としても非常に被害を受けている状況なので、消費者庁等がデータを判断し必要があ

れば注意喚起するのであれば、県から消費者庁に投げかけていただけると全国被害の抑止に繋がると思われます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

(事務局)

ご意見いただきまして、ありがとうございます。情報集約の中で、県民生活センターが把握していなかったということもありますが、市町村の相談員へ寄せられた相談に関しては、うまく県民生活センターへも繋がるようなところもありますので、どのような対応ができるのかという点については、検討をさせていただきます。ありがとうございます。

(議長)

はい、ありがとうございます。もちろん、まずは当事者が対応するということが重要だと思います。あと山梨県の場合、ハイクオリティやまなしを推進しているじゃないですか。そうすると、全部が全部ではありませんが、中にはハイクオリティやまなしに抵触するような問題も出てくるかもしれない。そうすると、山梨県のブランディング戦略にも関わるといふような大きな問題になってくる可能性もありますので、そういう認識で対応していくということも必要なのかなと思ひました。ありがとうございます。他には、はい、お願ひします。

(委員)

基本方針4の消費者教育の充実について、計画をみると高齢者や子供たちへの教育に関しては、積極的にやられているなという印象を持っていますが、中間層への教育、情報発信を県としてどういった形でやられているのか、いないのかということも含めて、お聞かせいただきたいです。やはり消費者被害を見ても、先ほどの、資料1①の概要にあるように、例えば被害にあった場合は真っ先に家族や親族に相談するというケースが非常に多いですし、消費者市民社会という観点から言うと、消費者市民としての権利だけではなく、責任ということも発生してくるというのが消費者市民社会という概念かなと思ひています。お年寄り、または子どもたちへの教育の他に、中間層へのしっかりとした消費者教育や情報発信を行っていく必要があると感じましたので、意見として述べさせていただきます

(議長)

はい、ありがとうございます。中間層って30代・40代ぐらいですか。その世代に対して何かやられることがあったら、ご説明いただきたいです。

(事務局)

小学生から高校生など学校にいる間や高齢者はアプローチしやすいのですが、30代・40代となるとどうやってアプローチするのかについて、検討課題になっていますので、もしこういったものはどうかということで、ご意見等をいただけるとありがたいと思ひます。

っています。お答えにならずすみませんが、事務局としてどうやっていけばいいかという課題は持っています。

（議長）

年代別で被害に遭っている人がどのぐらいいるか、30代・40代が多い少ないとかどういう被害が多いとか相談状況を参考にしながら、対応の仕方を検討することもできるかなとも思います。ありがとうございます。では次に移りたいと思います。最近の消費生活相談等の対応についてということで、事務局から説明をお願いします。

〈事務局から資料3について説明〉

（議長）

ありがとうございました。皆さんから質問、コメント等お聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。何か補足のようなことがあったら情報提供でも結構です。はい、お願いします。

（委員）

補足ではありませんが、私が行った活動として、組長会で回覧板に注意喚起のチラシ配布を提案して区長さんの了承を得て、全戸約270戸へ回覧しました。その結果、チラシが有益で非常に評判が良く、情報提供に少しでも役に立ったかなと思っています。今後も継続して全戸回覧していけるよう、今の努力をしているところです。

（議長）

はい、ありがとうございました。特に、どのような情報が有効だったといったことはありますか。

（委員）

ネットで騙される特にロマンス詐欺が横行してしまっていて、少しの金額だったらみんな口をつむいでしまいます。ですから表面に出るのはわずかですけども、実際は被害に遭っている人もいます。今何が一番被害に遭いやすいかという情報を入手するには、回覧板は絶好のものだなと私は思っております。

（議長）

はい、ありがとうございました。わかってはいるけれど、実際に目で見るとだいぶ意識が変わるのかなと思います。自治会の例かなと思いますが、県としても、自治会へ働きかけて、いい成功事例として検討すれば、他のところにも広がっていくかなと思いました。はい、ありがとうございます。他によろしいでしょうか。それでは最後の議題に移りたいと思います。第3次消費者基本計画の策定についてということで、簡潔に説明をお願いいたします。

〈事務局から資料４①から資料４③について説明〉

（議長）

ありがとうございました。それでは皆様から質問もしくはコメント等いただけたらと思います。よろしくお願いします。私から一つ、施策の方向性ということで、赤字の箇所が変わったということで説明がありました。１から５の中の項目の順番は優先順位なのでしょうか。３番の消費者被害の防止と救済の中の項目が、現行計画と計画の方向性として順番が変わっているようですが。

（事務局）

こちらについて順番が変わったことの説明がなくてすみませんでした。防止と救済とありますので、防止の面を先に、救済の面を後ろに順番を入れ替えたというもので優先順位ということではありません。

（議長）

ではこれに関しては全部同等レベルで推進していくという認識でいいことですね。

（事務局）

そのとおりです。

（議長）

はい、ありがとうございます。他に何か気がついた点とか質問とかありましたらお聞きしたいと思います。

（委員）

はい、今後の消費者政策の中で、先ほど話をしたとおり、SNS等について海外のサイトにおけるトラブルが非常に増えていると思います。そういったときに、行政として、現状の法律の枠の中では海外への対応が非常に難しいような部分もあると聞きますが、現状もしっかり踏まえ、今後対応していくことが必要だと思いますので、その点を検討いただければと思います。

（議長）

はい、ありがとうございます。参考にしていただければと思います。他に何かよろしいでしょうか。それでは、この基本計画の策定に関して、これは国の基本計画の策定に基づき課題を踏まえて、方向性を考えていくと、こういう流れで今後進めていくということですが、これで承認していただけるということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは予定された議題１から４は終了ということで、最後にその他、事務局からありましたらお願いいたします。

(事務局)

今回は 10 月の初旬から中旬に行く予定です。以前、日程の確認をさせていただきましたが、再度調整をさせていただきたいので、後日ご都合を伺う予定です。ご協力をお願いいたします。以上です。

(議長)

お忙しいと思いますが、10 月のいずれかということで、皆さままたよろしくをお願いいたします。他にはよろしいでしょうか。それでは以上で議事を終了させていただきます。皆さまご協力ありがとうございました。